

令和5年第4回臨時会 会議結果

開閉会日時	令和5年11月1日 水曜日	開会	10:00	会議場所	別海町議会 議場
		閉会	10:29		
会議に付した事件及び会議結果など					
発言者		会議経過			
議長	西原	10:00 開会			
		出席議員15名、欠席議員1名（宮越議員）			
議長	西原	定足数に達しているため、本日の会議を開く。			
議長	西原	本日の議事日程は、配付のとおり。			
議長	西原	日程第1 会議録署名議員の指名			
議長	西原	・会議規則第126条の規定により、3番高橋議員、4番伊勢議員、5番貞宗議員の3名を指名する。			
議長	西原	日程第2 会期決定の件			
議長	西原	会期を本日1日とすることを諮り、異議なく決定			
議長	西原	日程第3 町長挨拶及び提出案件の概要説明			
町長	曾根	挨拶			
		提出案件の概要説明			
議長	西原	承認第2号及び議案第74号の2件について委員会付託の省略を決定			
議長	西原	日程第4 専決処分した事件の承認について（令和5年度別海町一般会計補正予算（第5号））（町長提出承認第2号）			
財政課長	角川	内容説明			
議長	西原	質疑			
13番	中村	・7ページ、業務委託料の内訳を。			
総合政策課長	松本	・寄附金の3割については、返戻品代金ということで上限が設けられているので、30%は返戻金代金となる。			
		また、運送の経費については8%、その他の比率5割、いわゆる5割制限というがあるので、22%が寄附を集めるための経費、また、寄附を集めた後の受領証明書の発行に伴う経費となる。			
		これまででは寄附を集めた後の経費というのは、いわゆるほとんどの自治体が5割制限の外と認識していたが、今回の総務省によるルール改正によって、寄附の募集に関する経費と寄附後の経費については、全て寄附に関する経費ということで、5割以内に収めなさいよということになったので、今回の補正に当たっては、そのようなルールに沿って内訳としているところ。			
13番	中村	・この委託料16億なにがしというものの3割が返戻品、輸送経費として8%、経費その他で22%という話だったが、掛け算をして出た額が、それであるという理解でよろしいか。			
総合政策課長	松本	・先ほど御説明したのが、寄附に対する割合だったので、ちょっと訂正させていただくが、業務委託料の内訳については、寄附金が30億円ということになって、その30%が返戻品代金ということになりますので、この16億2,900万円のうち9億円相当が返戻品代ということになる。			
		その他の経費が、返戻品の送付であったりとか、寄附を集めるために募集をしているポータルサイトの委託料あるいは寄附者と行政との間に入ってですね、中間の支援業務を行う中間事業者への委託料。			
議長	西原	討論なし			
議長	西原	採決			

令和5年第4回臨時会 会議結果

--

議長	西原
議長	西原
財政課長	角川
議長	西原
議長	西原
議長	西原

日程第5 令和5年度別海町一般会計補正予算（第6号）（町長提出議案第74号）

質疑なし

討論なし

採決	
----	--

異議なし

議長	西原
----	----

日程第6 専決処分の報告について（町道上春別原野54線舗装修繕工事）

--	--

財政課長	角川
------	----

議長	西原
----	----

議長	西原
----	----

町長	曾根
----	----
